

**令和4年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長について**

1. 概要

令和4年9月9日付厚生労働省社会・援護局通知「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」が改正され、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が令和4年9月末から12月末まで延長されたため、必要な予算措置を行う。

2. 対象者および主な支給要件

- (1) 社会福祉協議会の総合支援資金（特例）の再貸付が終了、または不承認になった世帯
- (2) 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、社会福祉協議会の緊急小口資金および総合支援資金（特例）の初回貸付が終了した世帯 など
 - * 一定の収入資産要件、求職活動等要件を満たす必要あり
 - * 求職活動等要件は当面の間、職業相談が月2回から月1回、求人先への面接回数が週1回以上から月1回に緩和された

3. 支給額等

- (1) 支給額
単身世帯：月額 60,000 円 2人世帯：月額 80,000 円 3人以上世帯：月額 100,000 円
- (2) 対象者数
約 546 世帯(推計値)
- (3) 支給期間
初回 3 カ月 再支給 3 カ月
- (4) 申請期限
令和4年12月31日まで

4. 補正予算額

- (1) 歳入 47,830 千円【国 10/10】
- (2) 歳出 47,830 千円
 - ① 事業費 37,260 千円
 - ② 事務費 10,570 千円（コールセンター委託費等）

5. 実施スケジュール（予定）

- 10～12月 延長期間分の対象者に月次で個別案内を送付
申請受付・審査・支給実施
- 12月末 申請受付締切
- 1月～3月 12月末までの申請受付分について支給継続

**令和4年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について**

1. 概要

「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用について」（令和4年9月20日閣議決定）に伴い、国により低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する緊急支援給付金が設立されたため、必要な予算措置を行う。

2. 対象者および主な支給要件

- (1) 基準日(令和4年9月30日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(非課税世帯)
 - (2) 上記(1)の他、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
- ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

3. 支給額等

- (1) 支給額 対象1世帯に対して5万円
- (2) 支給対象者数 40,600世帯(見込み)
 - (ア) 非課税世帯数 40,200世帯
 - (イ) 家計急変世帯数 400世帯

4. 補正予算額

- (1) 歳入 2,120,000千円【国10/10】
- (2) 歳出 2,120,000千円
 - ① 事業費 2,030,000千円(5万円×40,600世帯)
 - ② 事務費 90,000千円(システム改修、印刷経費、業務委託費等)

5. 事業手法

- (1) 申請方法
 - (ア) 非課税世帯
対象となる可能性のある世帯に確認書等を送付し、必要事項を記入のうえ返送していただく。なお、PC・スマホ等からのオンライン申請や処理状況の確認も可能とする。
 - (イ) 家計急変世帯
対象世帯より必要書類等を添付のうえ申請していただく。
- (2) 広報・周知方法
区HP、広報しながら、SNS、区各施設でのポスター・チラシ等で周知する。また関係機関に対して周知や申請サポートの協力依頼を行う。

(3) 相談窓口等

コールセンター、および相談ブース(第二庁舎3階)にて相談受付を行う。また、中小企業センターに事務処理センターを設置し、事務処理を行う。

6. 実施スケジュール(予定)

- ・11月中旬目途 確認書送付、非課税世帯申請、家計急変世帯申請受付開始
- ・1月31日 申請受付期限
- ・2月28日 給付金支給期限

第69号議案

令和4年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）他について

1. 事業内容

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の区民を対象にオミクロン株対応ワクチン接種を速やかに実施する。
【対象者】初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の方（約325,000人）
【想定接種率】70%
【接種間隔】前回接種から5カ月以上
- (2) 令和3年度に収入のあった新型コロナワクチン接種負担金の超過分について、国へ返還する。

2. 補正額

2,019,179千円

3. 歳入

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種負担金 485,100千円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 49,980千円
- (2) 繰越金（令和3年度実質収支額から国庫返還金へ充当） 1,484,099千円

4. 歳出

- (1) オミクロン株対応ワクチン接種
オミクロン株対応ワクチン接種対象者325,000人のうち、接種券発行済で未接種の方を除く、新たに接種対象となる3・4回目接種済210,000人分の予算を計上する。
- ①接種券郵送代
@94円×210,000通=19,740,000円
- ②接種券印刷・封入
接種券・封筒・案内チラシ・予診票等一式印刷封入発送業務委託 30,240,000円
- ③接種業務委託（集団接種・個別接種）
@3,300円×147,000人=485,100,000円
※3・4回目接種済210,000人×接種率70%=147,000人
- (2) 国庫支出金返還金
令和3年度収入額3,899,747,742円－負担金充当額2,415,649,566円
=1,484,098,176円

第 69 号議案

令和4年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
新型コロナウイルス感染症流行下における高齢者等に対する
インフルエンザ定期予防接種費用の自己負担への助成について

1. 事業内容

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、重症化リスクの高い高齢者等に対する早期のインフルエンザ定期予防接種を促すため、定期予防接種費用の自己負担分（2,500円）を無料とする。

なお、東京都が決定した令和4年度9月補正予算措置で実施することとなった「新型コロナウイルス感染症流行下における高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業」により、接種費用の自己負担分（2,500円）を歳入する。

【対象者】

①65歳以上の方（令和4年12月31日までに65歳になられる方）

※期間中に65歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日から接種可能

②60歳以上65歳未満の方のうち、身体障害者手帳1級で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方

【接種回数】 1回

【事業実施期間】 令和4年10月1日から令和5年1月31日まで

2. 補正額

143,500千円

3. 歳入

高齢者等インフルエンザ定期予防接種補助金 143,500千円

4. 歳出

高齢者等インフルエンザ定期予防接種 143,500千円

（接種業務委託 @2,500円×57,400＝143,500,000円）